

平成 29 年第 4 回庄原市教育委員会 会議録

- 1 日 時 平成 29 年 3 月 29 日 (水) 午後 1 時 31 分開会
午後 2 時 17 分開会
- 2 場 所 庄原市役所 本庁舎 5 階 第 2 委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 牧原 明人
教育委員 末信 丈夫、寺西 玉実、中山 智恵子、横山 和明
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 教育部長 片山祐子
教育部教育総務課長 山田明彦
教育部教育指導課長 中重秋登
教育部生涯学習課長 花田譲二
教育部教育総務課総務係長 宗綱秀臣
教育部教育指導課学事係長 住岡田浩
教育部教育指導課指導係長 東直美
- 6 傍 聴 人 なし
- 7 議事日程 日程第 2 議案第 23 号 庄原市教育委員会事務決裁及び専決規則の一部改正
について
日程第 3 議案第 24 号 庄原市学校教育専門員設置規則の一部改正について
日程第 4 議案第 25 号 庄原市学校職員服務規程の一部改正について
日程第 5 議案第 26 号 庄原市学校医及び庄原市学校歯科医の委嘱について
日程第 6 議案第 27 号 庄原市人権教育推進委員の委嘱について
日程第 7 議案第 28 号 庄原市スポーツ推進委員の委嘱について
日程第 8 個別報告及び協議事項

－ 開会 午後 1 時 30 分 －

教育長 ただ今から平成 29 年第 4 回庄原市教育委員会を開会します。会議日程に従い進めます。

教育長 日程第1 教育長報告を行います。なお、本日は臨時会ですので各課からの報告はありません。

- ・ 市内小学校卒業証書授与式について
- ・ 次年度の学習指導について
- ・ 教育委員会事務局の人事異動について
- ・ 中学生の進路決定状況について

次に、教育部長からの報告をお願いします。

教育部長 ・ 教育委員会事務局の人事異動などについて

日程第2 議案第23号 庄原市教育委員会事務決裁及び専決規則の一部改正について

教育長 事務局より議案の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第23号について説明します。本案は、教育長の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定めていますが、市長部局の庄原市事務決裁及び専決規則と文言表記との整合を図るため所要の改正を行うものです。教育長の決裁事項及び教育部長または課長の専決事項や合議先などを定める別表1、3項の財務事項に係る表について、市長部局で定めている事務決裁及び専決規則に準じて、決裁事項及び合議先などの記載内容を改めるものです。第3号では決裁事項を補助金、負担金、寄附金およびの後に、繰出金という費目を加えます。また、合議先欄に「総務部財政課長の合議を要する」ことになっていますが、そこへ括弧書きで「30万円未満の補助金または額の確定に限る」という文言が加わります。これは30万未満のものについては合議不要という内容です。以下同様に第6号、第7号、第9号、第11号、第13号、第15号、第17号においても、市長部局の取り扱いに準じて修正しています。

また、第19号として公有財産の所属換え、会計換え、及び分類換えについて新たな決裁事項として追加し、第20号以下を1号ずつ繰り下げています。附則として、改正規則は平成29年4月1日から施行することとしています。

教育長 ただ今の説明に質問等はございますか。末信委員。

末信委員 表中にある丸印は、金額に制限なくこの役職で決裁をするという意味ですか。

教育総務課長 表中ある決裁区分欄に「教育長」「教育部長」「課長等」とありますが、第19号では2番目の枠内に丸印があります。これは教育部長の決裁・専決事項であり、金額の記載がないのは金額の制限はないと御理解ください。

教育長 その他どうでしょうか。

全員 (なし)

教育長 議案第23号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。

全員 (挙手)

教育長 挙手全員ですので、議案23号は可決されました。

日程第3 議案第24号 庄原市学校教育専門員設置規則の一部改正について

教育長 事務局より議案の説明をお願いします。

- 教育指導課長 議案第 24 号を説明します。提案理由ですが、庄原市教育振興基本計画の内容表記に合わせるため、所要の改正を行おうとするものです。
- 第 2 条の職務内容について、(4)「児童生徒の進路保障に関すること。」を「児童生徒の進路指導に関すること。」に改めます。それから(5)「学校人権教育に関すること。」を「人権教育に関すること。」に、(7)「家庭教育及び地域教育に関すること。」を「家庭及び地域の教育に関すること。」に改めます。附則として、この規則は平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしています。
- 教育長 ただ今の説明について何か質疑はありますか。中山委員。
- 中山委員 これらの文言を変えることによって、職務内容とかが大きく変わるのでしょうか。
- 教育指導課長 基本的に職務内容は変わりません。教育振興基本計画を策定し、その表記に合わせて規則や要綱など順次改正するというので今回提案させていただきました。
- 教育長 その他どうでしょうか。
- 全員 (なし)
- 教育長 議案第 24 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。
- 全員 (挙手)
- 教育長 挙手全員ですので、議案 24 号は可決されました。

日程第 4 議案第 25 号 庄原市学校職員服務規程の一部改正について

- 教育長 事務局より議案の説明をお願いします。
- 教育指導課長 議案第 25 号を説明します。提案理由ですが、この度広島県職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等が一部改正に伴い、当市の関係例規を改正するというもので、県の改正に合わせた改正とご理解ください。
- 1 点目は介護休暇について(1)の「第 1 号介護休暇」、(2)の「第 2 号介護休暇」という休暇ができました。第 1 号介護休暇は、要介護者の介護を必要とする一つの継続する状態ごとに 3 回まで、かつ通算して 6 月を超えない範囲で 1 日または 1 時間を単位として休暇が認められるものです。第 2 号介護休暇は、第 1 号介護休暇を受けた後に取得できる休暇で、6 月を単位として最大 2 年 6 月の範囲内において、休暇が認められます。第 1 号と第 2 号を合わせると最大限で 3 年間、介護休暇が取得できます。
- もう 1 点の改正点ですが、介護時間制度が設けられたということです。第 6 条第 7 項に「介護時間」とあります。これは要介護者の介護を必要とする際、連続する 3 年の期間内で 30 分を単位として正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて 1 日につき 2 時間を超えない範囲で休暇が認められるということです。例えば施設への送迎などで朝の 1 時間が必要とされる方にとっては、この介護時間の創設は非常に効果的ではと考えています。
- それに伴って、本市の服務規程の改正をするもので、第 6 条の見出しに介護時間を加え、第 6 条の第 5 項(1)に第 1 号介護休暇について、(2)に第 2 号介護休暇について記述を加えています。また、第 6 項 2 で介護休暇の承認請求として、第 1

号介護休暇は様式第6号で、第2号介護休暇は様式第6号の2でということに記載しています。

第7項ですが、介護時間の請求に係る内容について、第8項は介護時間の請求に係る休暇簿の定めについて記載を加えています。附則ですが、この訓令は平成29年4月1日からの施行としています。

教育長 ただ今の説明について質疑はありますか。

全員 (なし)

教育長 議案第25号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。

全員 (挙手)

教育長 全員賛成ですので議案第25号は可決されました。

日程第5 議案第26号 庄原市学校医及び庄原市学校歯科医の委嘱について (非公開)

日程第6 議案第27号 庄原市人権教育推進委員の委嘱について (非公開)

日程第7 議案第28号 庄原市スポーツ推進委員の委嘱について (非公開)

教育長 今回の会議では個別報告及び協議事項はありません。

 以上を持ちまして、平成29年第4回教育委員会を閉会します。

 — 閉会 午後2時17分 —